

令和7年8月

各支給認定保護者各位

社会福祉法人飛翼会

認定こども園ちやいるどはうすエンジェル
園長 山川 美奈子

(公印省略)

令和6年度における施設型給費等の額に係る法定代理受領の通知について

令和6年度、当園が代理受領した施設型給付費等の額は、各支給認定保護者について、「当園に係る各支給認定子どもの公定価格の額（別紙参照）から、各支給認定保護者に係る利用者負担額を減じた額」となります。具体的な額をお知りになりたい場合は、お手数ですが、宜野湾市福祉推進部子育て支援課まで個別にお問合せいただければと思います。

（参考）「法定代理受領」の通知の法的位置づけ

- ・子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく施設型給付等については、支給認定保護者に対する個人給付としての性質を有するものですが、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、市町村から当園に対して直接支払いが行われています（この仕組みを「法定代理受領」と呼んでいます）。
- ・「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」（平易性26年内閣府令第39号）第14条第1項（第50条において準用する場合を含む。）により、特定教育・保育施設等は、法定代理受領した施設型給付費等の額について、支給認定保護者に通知しなければならないことになっているため、この度、令和6年度の実績をご報告するものです。（あくまで、実績をご報告するものであり、これにより、追加の給付や利用者負担の支払い等が発生するものではありません）

宜福育第141号
令和7年8月4日

社会福祉法人飛翼会
認定こども園ちやいるどはうすエンジェル 御中

宜野湾市長 佐喜眞 淳
(公印省略)

令和6年度の公定価格の額について

貴施設における令和6年度の公定価格の額は、別紙の表に記載のとおりです。これをもとに、各支給認定保護者の方々に、施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知をお願いします。

(※)子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に基づく「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」(平成26年内閣府令第39号)第14条第1項(第50条において準用する場合含む。)により、特定教育・保育施設等は、法定代理受領した施設型給付費等の額について、支給認定保護者に通知しなければならないこととなっています。

1号認定

	満3歳児	3歳	4歳以上	副食費徴収免除の場合の加算額
4月	223,230 円	223,230 円	204,850 円	3,600 円
5月	214,120 円	214,120 円	204,850 円	4,800 円
6月	214,120 円	214,120 円	204,850 円	4,560 円
7月	177,190 円	177,190 円	167,920 円	4,800 円
8月	214,120 円	214,120 円	204,850 円	0 円
9月	177,190 円	177,190 円	167,920 円	4,320 円
10月	177,190 円	177,190 円	167,920 円	4,800 円
11月	177,190 円	177,190 円	167,920 円	4,560 円
12月	177,190 円	177,190 円	167,920 円	4,560 円
1月	177,190 円	177,190 円	167,920 円	4,320 円
2月	177,190 円	177,190 円	167,920 円	4,080 円
3月	214,120 円	214,120 円	204,850 円	4,560 円

2号・3号認定

	乳児		1・2歳児		3歳児		4歳以上児		
	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	副食費徴収免除の場合の加算額
4月	232,630円	225,000円	143,120円	135,490円	99,090円	91,460円	81,430円	73,800円	4,800円
5月	232,580円	224,950円	143,070円	135,440円	90,210円	82,580円	81,380円	73,750円	4,800円
6月	232,580円	224,950円	143,070円	135,440円	90,210円	82,580円	81,380円	73,750円	4,800円
7月	232,580円	224,950円	143,070円	135,440円	90,210円	82,580円	81,380円	73,750円	4,800円
8月	232,520円	224,890円	143,010円	135,380円	90,150円	82,520円	81,320円	73,690円	4,800円
9月	232,580円	224,950円	143,070円	135,440円	90,210円	82,580円	81,380円	73,750円	4,800円
10月	232,580円	224,950円	143,070円	135,440円	90,210円	82,580円	81,380円	73,750円	4,800円
11月	232,580円	224,950円	143,070円	135,440円	90,210円	82,580円	81,380円	73,750円	4,800円
12月	232,580円	224,950円	143,070円	135,440円	90,210円	82,580円	81,380円	73,750円	4,800円
1月	232,580円	224,950円	143,070円	135,440円	90,210円	82,580円	81,380円	73,750円	4,800円
2月	232,580円	224,950円	143,070円	135,440円	90,210円	82,580円	81,380円	73,750円	4,800円
3月	243,490円	235,860円	153,980円	146,350円	101,120円	93,490円	94,290円	84,660円	4,800円

(注) 上記は、月を通じて在籍した子どもに係る公定価格の額であり、月の途中に入退所した子どもについては、在籍日数に応じた日割りの計算を行うことにより、公定価格の額を算出する必要があります。